

2026 年度 国際社会青年育成事業 応募要領

事業の概要について

1 事業の趣旨及び目的

国際社会青年育成事業は、1959 年の上皇上皇后両陛下の御成婚に由来し、1993 年の天皇皇后両陛下の御成婚を記念する事業として 1994 年度より実施してきた「国際青年育成交流事業」を、お代替わりを契機に発展させたものです。

国際社会や地域社会の担い手として、様々な社会課題の解決に向けて国際的視野を持って貢献できる人材（次世代グローバルリーダー）を育成するため、世界各国が共通して抱える社会課題についてテーマを設定し、日本青年を当該テーマについて特徴的な取組を行う国々に派遣するとともに、当該派遣国の青年を我が国に招へいし、現地の青年とのディスカッションや文化交流等の活動を行います。

2 テーマ及び交流国

2026 年度は、「孤独・孤立対策」をテーマとし、特徴的な取組を行う 2 か国へ日本青年を派遣するとともに、当該 2 か国から外国青年を招へいします。

※ 日本参加青年は 2 つの団に分かれて行動し、各団がそれぞれ 1 か国に派遣されます。交流国は、ヨーロッパ方面、アジア・オセアニア方面から 2 か国程度を予定しています。決定次第、内閣府 HP にてお知らせします。

※ 上記テーマは変更となる場合があります。

3 事業の構成及び内容

本事業は、交流プログラム及びその前後に行う研修・報告会から構成されます。このうち、日本参加青年に関する内容は以下のとおりです。

(1) 交流プログラム

① オンラインプレセッション

対面でのプログラムに向けて、日本参加青年及び外国参加青年が自己紹介及びディスカッションに向けた関心事項の共有などを行う。

② 交流国プログラム

テーマ関連施設訪問、ホームステイ、政府機関への表敬訪問等の活動を行う。

【使用言語について】

- 英語での活動を基本とします。
- 交流国内での施設訪問やホームステイ、表敬訪問等における相手方とのやり取りは英語にて行います。その際、英語力に自信のある日本青年には、

他の日本青年の意思疎通のサポートをすることが期待されます。

③ 東京プログラム

日本参加青年及び外国参加青年が一堂に会し、テーマに沿ったディスカッションや施設訪問のほか、文化交流、成果発表等を行う。

【使用言語について】

- 外国参加青年とのディスカッションや参加青年間の交流は英語で行うことを基本とします。ただし、施設訪問での講義や質疑応答は、日本語で行います（なお、一緒に訪問する外国青年のために、日英通訳1名が同行します）。
- 英語力に自信のある日本青年には、特にディスカッションにおいて、他の日本青年の意思疎通のサポートをすることが期待されます。

(2) 研修・報告会（日本参加青年のみ）【使用言語：日本語】

① 事前研修

本事業の趣旨、内容及び交流国についての理解を深め、日本代表青年としての心構えや交流国における活動の基本を習得するとともに、外国青年とのディスカッションに備えた実践的な英語の表現、テーマにかかる理解を深め、出発前研修までの自主研修期間における目標を明確にする。

② 出発前研修

交流国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

③ 事後研修

事業に参加した成果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、事業終了後の活動について計画する。

④ オンライン事業報告会

日本代表青年として、事業に参加して得た知識や経験等について、国際交流に関心のある一般の青少年等に向けて報告を行う。

4 事業日程

(1) 事前研修

2026年7月16日（木）～7月18日（土）：3日間（都内）

(2) オンラインプレセッション

2026年8月28日（金）：1日間（オンライン、2～3時間程度を想定）

(3) 出発前研修

2026年10月9日（金）～10月10日（土）：2日間（都内）

(4) 交流プログラム（対面で実施するもの）

2026年10月11日（日）～10月23日（金）：13日間

・交流国プログラム 10月11日（日）～10月20日（火）

・東京プログラム 10月21日（水）～10月23日（金）

(5) 事後研修

2026年10月24日（土）：1日間（都内）

(6) オンライン事業報告会

2027年1月24日（日）：1日間（オンライン）

※ 諸般の事情により、日程が変更又は中止となることがあります。

5 修了証の交付と参加資格の取消

本事業終了後、所定のプログラムを修了したと認められる参加青年には、内閣府から修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定した後、応募要件等に反することが判明した場合や、参加青年として不適切と認められる行為等があった場合には、参加資格を取り消し、修了証を交付しないことがあります。

また、修了証の交付後であっても、応募要件等に反することが判明した場合には、遡って参加資格を取り消し、修了証を無効とする場合があります。

6 事業参加後の活動

内閣府青年国際交流事業の参加青年には、日本を代表して事業に参加した者として、各々の属する職域や地域に事業参加によって得たものを還元する（「事後活動」）とともに、継続的に自己研鑽に励み、各分野において国際社会や地域社会をけん引するグローバルリーダーに成長することを期待しています。

内閣府青年国際交流事業は歴史が長いため、日本青年国際交流機構（IYE0）（全国組織の他、全国47都道府県別組織あり）を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。

IYE0の活動内容の詳細は、同機構HP（<https://www.iyeo.or.jp/>）をご覧ください。

日本参加青年の募集・選考について

7 募集人数

日本参加青年 24名程度

※ 日本参加青年は12名ずつ2団に分かれて行動し、各団がそれぞれ1か国に派遣されます。

外国参加青年は1か国12名程度、日本・外国で合計48名程度が参加予定です。

※ 希望する交流国は応募後、第2次選考までの間に選択していただく予定です（優先順位を付した上で複数選択可能。）。

8 応募要件

(1) 日本の国籍を有すること。

(2) 2026年4月1日現在、18歳以上30歳以下の者であること。

ただし、テーマ（孤独・孤立対策）に関してこれまでに通算1年以上の当該実務の経験及び相当程度の知識又は技能を有する者については、実務経験者枠での参加の対象とし、31歳以上40歳以下も応募可とする。

- (3) 本事業を含め、過去に内閣府の青年国際交流事業に参加したことがないこと。
- (4) 原則として、各種研修や報告会を含む、事業の全日程に参加できること。
※ 学業や業務の都合等でやむを得ない場合には、事前に内閣府の承認を得た上で、一部の日程を欠席することが可能です。欠席が必要になることが予め見込まれる場合には、二次選考の面接の際にご相談ください。
- (5) 心身共に健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。
- (6) 内閣府等が指定する各種課題（レポート等）について、漏れなく提出すること。
- (7) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (8) 交流国及びテーマに関心があること。
- (9) 本事業における各種活動を円滑に行うことができる英語力を有すること。
- (10) 国際社会や地域社会をけん引するグローバルリーダーに成長したいという強い意欲を有し、事業参加後、各々の属する職域や地域に事業参加によって得たものを還元するとともに、継続的に自己研鑽に励む意思があること。
- (11) 事業効果の把握のための各種調査に継続的に協力する意思があること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応（予防接種、マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

9 参加青年に求められる資質・能力

次世代のグローバルリーダー候補として、以下の資質・能力を備えた青年の参加を期待しています。

- (1) 視野の広さ
短期的な視点／中長期的な視点、グローバルな視点／ローカルな視点など、様々な視点で物事を見ることができる。
- (2) 洞察力
課題の本質を見抜き、適切な解決策に導くことができる。
- (3) 自己分析能力
自らの得手・不得手などを正しく認識し、集団の中で自らが担うべき役割を適切に見出することで、プロジェクトの成果の最大化（ひいては、社会課題の解決）に貢献できる。
- (4) 行動力
課題解決に向けて具体的なアクションを起こすことができる。
- (5) 専門性
特定の分野・テーマにおける専門的知見を有し、課題解決に資する。
- (6) コミュニケーション能力
自らの意見を分かりやすく相手に伝えるとともに、相手の意見を正しくみ取り尊重することができる。
- (7) ファシリテーション能力
関係者のコミュニケーションを促進し、各人の意見を引き出すとともに、多様な意見をまとめ、合意形成につなげることができる。

(8) 語学力

異なる国の人々と適切にコミュニケーションを取ることができる。

(9) 柔軟性

異なる存在を受容する力を持ち、相手の立場に立って行動することができる。

(10) 向上心

現状に満足せず、社会課題の解決を図るための活動やそのために必要な努力を継続的に行うことができる。

(11) 粘り強さ、ストレス耐性

困難な課題に直面した際に、それに伴って生じるストレスにうまく対処しながら、解決に向けて粘り強く取り組むことができる。

10 選考の概要

日本参加青年の選考は、以下のとおり行います。

(1) 一次選考（書類審査）

- 参加申込書を基に審査を行います。
- 実務経験者枠で応募する場合には、参加申込書中の「12. テーマに関する実績について」に必要事項の記載をお願いします。
- 審査の参考として指導教官・所属先の上司、所属団体の代表者等からの推薦書を提出することができます（任意）。
- 結果の通知は、2026年4月中を目途に、メールにて行います。

(2) 二次選考（オンラインにて実施）

- 2026年5月上旬に、ウェブテスト、個人面接及び英語グループ面接を実施します。
- 日程及び選考の詳細については、一次選考の結果と合わせて連絡します。
- 面接の日時は原則として変更できません。
- 結果の通知は、2026年5月中旬を目途に、メールにて行います。

(3) 三次選考（原則、対面にて実施）

- 2026年5月下旬に、個人面接及びグループディスカッションを実施します。
- 日程及び選考の詳細については、二次選考の結果と合わせて連絡します。
- 面接の日時は原則として変更できません。
- 会場は、内閣府庁舎（東京都千代田区永田町1-6-1）を予定していますが、オンラインでの実施を希望する場合には、二次選考の結果の通知後に個別にご相談ください。

(4) 参加青年の決定

- 参加青年の決定通知（三次選考の結果の通知）は、2026年6月中旬を目途に、メールにて行います。
- 参加青年の決定通知の1週間前（2026年6月上旬）を目途に、合格予定者に内定連絡を行います。

※ 内定後又は参加決定後に提出いただく書類については、「15 内定後に提出いただ

- く書類」をご覧ください。
- ※ 提出いただいた書類の内容を踏まえ、最終的な事業参加の可否を判断します。そのため、場合によっては、合格通知の時期が遅れることがあります。

11 応募方法

内閣府 HP（以下）にある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2026.html>

参加申込書提出の締切：2026年4月17日（金）12時（正午）

- ※ 参加申込書提出に先立つ**応募フォームへの入力・送信は4月15日（水）12時（正午）まで**です。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。
- ※ 締切後の応募は無効となりますので、時間に余裕を持ってご応募ください。

その他

12 参加費

- (1) **本事業への参加に際し、参加費（14～22万円程度を予定）を負担いただきます。**
- (2) 参加費については、事業への参加に必要な以下の経費の支払に充てられます。
- ① 各研修及び交流プログラムに係る食費、宿泊費の一部
 - ② 海外旅行保険（出発前研修、東京プログラム、事後研修期間を含む）加入費
 - ③ 航空運賃の一部
 - ④ 査証手数料（必要な場合）
- (3) 以下の経費については、各参加者の自己負担となります。
- ① 健康診断及び予防接種に係る費用
 - ② 旅券発行手数料
 - ③ (2)②の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
- ※ 特に、事前研修期間中は保険期間外となります。
- ④ 本事業への参加決定を取り消された場合の帰国等に係る費用
- ※ ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や、日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他内閣府がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府が、その全部又は一部を負担する場合があります。
- ⑤ 個人が用意するお土産
 - ⑥ 名刺、ポロシャツ等の任意で作成するもの
 - ⑦ 文化交流等で使用するもの（衣装等）

- ⑧ 事業期間中の通信環境の整備に関する費用、通信費
 - ⑨ 宿泊ホテル等における付隨的費用
 - ⑩ その他、個人用に必要な経費
- (4) 以下の経費については、内閣府が負担します。
- ① 研修及び交流プログラムに参加するための往復交通費
※ 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給します。
 - ② 日本国内、交流国内を団体で移動する際の交通費
 - ③ 事業中に訪問する施設の入場料等
- (5) 参加費は複数回に分けて振り込んでいただくことを予定しております、最初の振込時期は2026年6月下旬を予定しています。詳細は、参加決定後に連絡します。
なお、実際の徴収額は、上記の額から多少変動することがあります。

13 参加費免除の申請

独立生計者でない者かつ奨学生受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。

※ 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者

※ 上記12(3)については、参加費免除となった場合も自己負担となるのでご注意ください。

14 参加費の返金

諸般の事情により、事業が中止された場合、それまでに支払った参加費は原則返金されません。事業参加途中で参加資格取消があった場合及び事業への参加を辞退した場合も同様に、参加費は原則返金されません。

ただし、事業中止又は参加資格取消、辞退により航空便等の予約をキャンセルした結果、事業者等から返金があった場合には、当該返金額を上限として参加費を返金する場合があります。

15 内定後に提出いただく書類

内定後又は参加決定後、以下の書類を提出いただく予定ですので、予めご準備をお願いします。

- ① 健康診断書（内定後）

- ※ 最新の受診結果（2025年6月以降に受診したもの）をご提出ください。
- ※ 医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えありません。
- ※ 必須項目は以下とします。
問診、身体測定（身長及び体重）、視力、血圧、尿検査（蛋白及び糖）
- ※ 必要に応じて、追加の書類の提出を個別に依頼する場合があります。
- ② 既往歴、現在の通院・服薬状況等（内定後）
- ③ ②に関する医師の診断書（内定後）
- ④ パスポートの写し（参加決定後）
- ※ 外国への渡航に際し、保険等の手続きに必要となります。

16 個人情報の取扱い

- (1) 本事業への応募に際して収集した個人情報（応募フォーム及び参加申込書に記載された情報）は、以下の利用目的の範囲内で適切に取り扱います。
 - ① 日本参加青年の選考
 - ② 2026年度の本事業の実施
各国政府や日本国内の他の政府機関（外務省等）、大使館、事業受託業者、プログラムの受入団体（都道府県等の地方公共団体、視察先団体、同窓会組織等）、報道機関等への情報提供を想定しています。
 - ③ 事業参加後のフォローアップ
内閣府主催イベントの案内、事業効果の把握のための各種調査の協力依頼等における利用（事業受託業者への情報提供を含む。）を想定しています。
 - ④ 2027度以降の内閣府青年国際交流事業の実施
各種プログラムに既参加青年として協力を依頼する場合等における利用（事業受託業者への情報提供を含む。）を想定しています。
- (2) 事業の広報及び記録のため、内閣府や事業の運営者、プログラムの受入団体等が、研修や交流プログラムの様子を撮影・録画・録音し、内閣府HPや内閣府公式SNS、インターネット上の広告等に使用することがあります。
- (3) 本事業に応募した方は、上記(1)(2)の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

17 照会先

内閣府 青年国際交流担当室 国際企画担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

電話 03-5253-2111（大代表）

（平日／9：30～18：15）